

## 議案第16号

### 鳥取県農業試験場手数料条例の廃止について

次のとおり鳥取県農業試験場手数料条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県農業試験場手数料条例を廃止する条例

鳥取県農業試験場手数料条例（昭和50年鳥取県条例第1号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。